



# ヤード経営者の方へ

## (古物営業法等の遵守事項について)



自動車解体等を行っているヤードでは、一部で外国人等が盗難自動車を解体して不正輸出したり、不法滞在する不良外国人のたまり場になる等の犯罪の温床になっている場合があります。千葉県警察では、これら悪質ヤードに対する取締りを行っています。

解体業者から部品等を有償で入手し、業として他人に売買等する場合は、古物営業法、使用済自動車の解体については、自動車リサイクル法の許可が必要になります。ヤード経営者の方は、下記の法令を遵守して下さい。

### 【古物営業法】

#### 〔無許可営業〕

第3条 古物営業を営もうとする者は、営業所（営業所のない者にあつては住所又は居住をいう。）が所在する都道府県ごとに都道府県公安委員会の許可を受けなければならない。  
罰則 3年以下の懲役又は100万円以下の罰金

#### 〔名義貸し〕

第9条 古物商又は古物市場主は、自己の名義をもって、他人にその古物営業を営ませてはならない。  
罰則 3年以下の懲役又は100万円以下の罰金  
行政処分 許可の取消し

#### 〔標識の掲示〕

第12条 古物商又は古物市場主は、それぞれ営業所若しくは露店又は古物市場第1項ごとに、公衆の見やすい場所に、国家公安委員会規則で定める様式の標識を掲示しなければならない。  
罰則 10万円以下の罰金  
行政処分 指示又は営業停止命令

#### 〔帳簿等への記載〕

第16条 古物商は、売買若しくは交換のため、古物を受け取り、又は引き渡した時は、その都度、取引年月日等を帳簿等に記載、又は電磁的方法により記録をしておかなければならない。  
罰則 6月以下の懲役又は30万円以下の罰金  
行政処分 指示又は営業停止命令

### 【自動車リサイクル法】

#### 〔解体業許可〕

第60条 解体業を行おうとする者は、当該業を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事等の許可を受けなければならない。

なお、自動車リサイクル法においても、無許可営業や名義貸し等についても罰則が設けられています。

問合せ先 古物営業法：〇〇警察署 〇〇〇-〇〇〇-〇110（内線〇〇〇）  
自動車リサイクル法：千葉県廃棄物指導課 043-223-4658  
各地域振興事務所地域環境保全課